

○ 建築基準法改正により定期報告の対象となる「建築設備等」

報告対象設備	報告対象等（平成28年6月1日～）		
	国が政令で定めるもの※1※2	野々市市細則で定めるもの	報告周期
昇降機	エレベーター (住戸内のみを昇降するものを除く)	(指定なし)	1年
	エスカレーター		1年
	小荷物専用昇降機 (テーブルタイプを除く)		1年
昇降機以外の建築設備	(指定なし)	中央管理方式の空気調和設備	1年
		排煙機を有する機械排煙設備	1年
		非常用照明装置(予備電源別置に限る)	1年
防火設備	国が政令で定める建築物の防火設備※1	野々市市細則で定める建築物の防火設備※1	1年
	上記を除く防火設備の設置が義務づけられている建築物のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供するもの(当該用途の床面積の合計が200㎡以上のもの)の防火設備※1	(指定なし)	1年

※1 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く。

○ 建築基準法改正により定期報告の対象となる「準用工作物」

報告対象	報告対象等（平成28年6月1日～）		
	国が政令で定めるもの※1※2	野々市市細則で定めるもの	報告周期
準用工作物	観光用エレベーター	(指定なし)	1年
	観光用エスカレーター	(指定なし)	1年
	遊戯施設	(指定なし)	1年